

令和5年3月31日(金曜日)号外 第23号

発 行 **宮 崎** 県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

目	次
---	---

る訓令	(人事課)	18
病院局企業管理規程		
○病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程		·21
○病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部		
を改正する企業管理規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••	·22
○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正		
する企業管理規程	•••••	·23
人事委員会規則		
○地域手当に関する規則の一部を改正する規則	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	·25
○職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正		
する規則		·26

告示

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示をここに公表する。 令和5年3月31日

改正前

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 246号

別表第2(第5条関係)

[略]

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示

宮崎県災害対策本部規程(昭和38年宮崎県告示第 381号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表第1(第5条関係)	
部及び室	班
[略]	
総合政策対策室	[略]
	国スポ・障スポ準備班
[略]	
農政水産対策室	[略]
	農業普及技術班
	農業担い手対策班
	農産園芸班
	農村計画班
	農村整備班
	水産政策班
	漁業管理班
	<u>畜産新生推進班</u>
	[略]
「順欠」	[略]

別表第1(第5条関係)

部及び室	班
[略]	
総合政策対策室	[略]
	国スポ・障スポ準備班
	競技力向上推進班
[略]	
農政水産対策室	[略]
	農業普及技術班
	農産園芸班
	畜産班
	農村振興班
	水産班
[略]	C-11.1
主体の / 体口夕間が	``

別表第2(第5条関係)

[略]

	令和 5	年 3 月	31 日 (金曜	翟日) 号外 第 23 号	喜	字 崎	県	公	報	
	国スポ・	・障スポ準	準備班長	[略]		国スポ	・障スポ	準備班	E.E.	[略]
						競技力	句上推進.	班長		競技力向上推進課長
	[略]					[略]				'
	農業普及	及技術班 長	ž Ž	[略]		農業普	及技術班:	長		[略]
	農業担い	・手対策班	<u> </u>	農業担い手対策課長						
	農産園芸	芸班長		[略]		農産園	芸班長			[略]
	農村計画	<u> </u>		農村計画課長						
	農村整備	<u> </u>		農村整備課長						
	水産政策	<u> </u>		水産政策課長						
	漁業管理	里班長		<u>漁業管理課長</u>						
	畜産新生	上推進班長	<u> </u>	<u>畜産新生推進局長</u>		畜産班:	<u> </u>			<u>畜産局長</u>
						農村振り	興班長			農村振興局長
						水産班:	<u> </u>			水産局長
	[略]					[略]				
別	表第3(第7条関	係)		別	表第3				
			崎県災害対策	本部事務分掌表				崎県	災害対策	策本部事務分掌表
	[略]					[略]	1	1		
		班 名		分 掌 事 務		部室名				分 掌 事 務
	[略]					[略]	1			- 4.7
	総合政			各]		総合政				[略]
	策対策	策班		<u>国会等</u> への陳情等の総括に関す		策対策	策班	3	国への	陳情等の総括に関すること。
	室		ること。			室				
			4 [略]					4	[略]	
		[略]	. 5-63				[略]	_	5-4-3	
		秘書広	1 [略]				秘書広		[略]	
Ш		報班	2 政府、[国会等の災害視察に関すること			報班			国会等の災害視察に係る広報に
Ш			0	4-7					するこ	
		[m/r]	3 • 4 [⊞	各]				1	4 [略]
		[略]	[m/z]				[略]	1	Γm&z ¬	
		国スポ	[略]				国スポ		[略]	
		障スポ準備					障スポ準備			
Ш		班					班			
		191.					競技力	1	松本社	策部及び他班への応援に関する
							向上推		- MSロハ - と。_	東部及び他班、砂心後に関する
							進班	=	0	
	[略]					[略]				
	農政水	[略]				農政水	[略]	1		
	展以小 産対策	農業普	[略]			屋 対策	農業普	1	[略]	
	室	及技術	L⊷□기			室	及技術			
		班					班			
		農業担	1 総合対策							
		い手対	<u>エールの日本月2</u> こと。	, , ,						
		策班								
		農産園	[略]				農産園		[略]	
		芸班					芸班	'		
		農村計		策部及び他班への応援に関する						
		画班	こと。							
		農村整		び農業用施設の災害対策及び被						
		備班		関すること。						
				 業用共同利用施設の災害対策及						
				査に関すること。						
		水産政		受の水産施設、水産物等の災害						
		<u>策班</u>	対策及び初	皮害調査に関すること。						
ш_							1			

	漁業管	1 漁港の災害対策及び被害調査に関する			
	理班				
		2 漁業用施設及び共同利用施設の災害対			
		策及び被害調査に関すること。			
	畜産新	[略]		畜産班	[略]
	生推進				
	班				
				農村振	1 農地及び農業用施設の災害対策及び被
				興班	害調査に関すること。
					2 補助農業用共同利用施設の災害対策及
					び被害調査に関すること。
					3 総合対策部及び他班への応援に関する
					<u>こと。</u>
				水産班	1 県有施設の水産施設、水産物等の災害
					対策及び被害調査に関すること。_
					2 漁港の災害対策及び被害調査に関する
					<u>こと。</u>
					3 漁業用施設及び共同利用施設の災害対
					策及び被害調査に関すること。
	[略]			[略]	
県土整	[略]		県土整	[略]	
備対策	建築住	1•2 [略]	備対策	建築住	
室	宅班	3 応急仮設住宅の <u>建設</u> に関すること。	室	宅班	3 応急仮設住宅の提供に関すること。
	[略]			[略]	
[略]			[略]		

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示をここに公表する。 令和5年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 247号

家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示

家畜人工授精講習会規程(昭和60年宮崎県告示第 521号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(家畜人工授精講習修業試験委員会)	(家畜人工授精講習修業試験委員会)
第10条 [略]	第10条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 委員長は農政水産部 <u>畜産新生推進局長</u> を、副委員長は農政水産	3 委員長は農政水産部 <u>畜産局長</u> を、副委員長は農政水産部 <u>畜産局</u>
部 <u>畜産新生推進局</u> 家畜防疫対策課長をもって充てるものとする。	家畜防疫対策課長をもって充てるものとする。
4~6 [略]	4~6 [略]
7 委員会の庶務は、農政水産部 <u>畜産新生推進局</u> 家畜防疫対策課に	7 委員会の庶務は、農政水産部 <u>畜産局</u> 家畜防疫対策課において処
おいて処理する。	理する。
8 [略]	8 [略]
7/4	

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県告示第 248号

道路法(昭和27年法律第 180号)第10条第1項の規定により、次 の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、令和5年3月31日から令和5年4月14日まで宮 崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

令和 5 年 3 月 31 日 (金曜日) 号外 第 23 号

宮崎県公報

路線	路線名	起点	重要な経過地
番号	时 沝 石	終点	里女は柱処地
017	日口海位古担伯	早日渡停車 場	
217	早日渡停車場線	県道北方高 千穂線交点	
		延岡停車場	
220	延岡停車場線	県道稲葉崎 平原線交点	

なお、関係図面は、令和5年3月31日から同年4月14日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の	路線名	X	間	新旧	敷地の幅 員	延長		
番号	種	類	11 N/N 1		lii	の別	(メートル)	(メートル)		
16	県道		稲葉崎 平原線	延岡市 原町 4 5324番	丁目	Ш	11. 4~ 54. 5	3, 309		
				5524番 ら同市 町 609 まで	古川	新	11.7~ 52.3	3, 367		

宮崎県告示第 249号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

訓

宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令をここに公表する。 令和5年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第5号

本 庁 各出先機関

宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令

宮崎県電子署名規程(平成17年訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 (電子署名を付与する電子文書の発信者名)

第5条 電子署名を付与した電子文書は、次に掲げる職名及び署名 第5条 電子署名を付与した電子文書は、次に掲げる職名及び署名 をもって発信するものとする。

(1)~(8) [略]

(9) <u>畜産新生推進局長</u>

<u>(10)</u>∼<u>(12)</u> [略]

2 [略]

別表(第6条関係)

電子署名に用いる職名	鍵情報等管理者
[略]	
<u>畜産新生推進局長</u>	<u>畜産新生推進局</u> 畜産振興課長
[略]	

改正後

(電子署名を付与する電子文書の発信者名)

をもって発信するものとする。

(1)~(8) [略]

(9) <u>畜産局長</u>

(10) 農村振興局長

(11) 水産局長

<u>(12)</u>~<u>(14)</u> [略]

2 [略]

別表(第6条関係)

衣(第0米渕佾)									
電子署名に用い	いる職名	鍵情報等管理者							
[略]									
<u>畜産局長</u>		<u>畜産局</u> 畜産振興課長							
農村振興局長		農村振興局農村計画課長							
水産局長		水産局水産政策課長							
[略]									

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。 令和5年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第6号

本 庁

各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程(昭和40年訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

						• /		- "	4. 4-		.,	101 C / 1	,., -			1						
				女正前]						<u> </u>					女正後	₹					
別表第2(第4条関係) 本庁各課共通専決事項												別表第2(第4条関係) 本庁各課共通専決事項										
7	本庁各	課共通専行										本庁各	課共	通専	決事項							
						専決												専決				
	事務	Ξ	事項	副	部	次	課	課	担	摘要		事務			事項	副	部	次	課	課	担	摘要
				知	長	長	長	長	当							知	長	長	長	長	当	
				事				補	IJ							事				補	IJ	
								佐	_											佐	_	
									ダ												ダ	
																					_	
ŀ	[H	∕ 2 7										[8	<u> </u> ∕z∃									
-	9		O) [m4]				-) - (O) [m4]							
		(1)~(9			Cm4a 7							9)~(Cm/a 7					
	文		· 崎県個人情		[略]							文			人情報の保		[略]					
	書		条例(平成									書			<u> 曷する法律(</u>							
	等	<u>14年宮</u>	·崎県条例第									等	<u> </u>	平成1	5年法律第57							
	に	<u>41号)</u>	に基づく保									に	- 5	号) 及	及び宮崎県個							
	関	有個人	情報の開示									関	2	人情幸	服の保護に関							
	す	、訂正	及び利用停									す	-	する治	<u> </u>							
	る	止の請	求に対する									る		(令和	□4年宮崎県							
	事		通知及び意									事			第38号)に基							
	務		に関するこ									務			R有個人情報							
	323	کی	(10)(1) 0 0									323			下、訂正及び							
		<u>_</u> 0																				
															身止の請求に スカウェアな							
															る決定、通知							
															意見聴取に関							
													3	するこ	こと。							
	[H	各]										[H	各]									
付	表										付	表										
-	予算執	行伺及びる	支出負担行為	専決[区分							予算執行伺及び支出負担行為専決区分										
	[#	各]										[略]										
别	表第3	(その1)	(第4条関	係)							別	別表第3(その1)(第4条関係)										
7	本庁各	課特定専治	央事項									本庁各	課特	定専	決事項							
	課	副部	次長特定専治	央事項	頁 誹	果長朱	非定具	享決 事	項	課長		課	副	部	次長特定専治	中事功	自認	果長朱	宇定専	決事	項	課長
		知長								補佐			知	長								補佐
		事特								特定			事	特								特定
		専定								専決			専	定								専決
		決専								事項			決	専								事項
		事決											事	決								
		項事											項	事								
		項												項								
	[#	各]										[H	各]									
	<u> </u>	[略]										国際		[略]								
	ルみ											<u>• 経</u>										
	やざ											<u> 済交</u>										
	き営											流課										
		<u> </u>										D-mm/K										
}	業課 [略]											[H	L タヿ									
}	農村	E J	1 国土調査	以	<u> </u>	l 15	司士部	問査法					п		1 旧左征7	マルエ] -	-	7玄声	5 M #	<u>1.∌</u> r	
					_ _							<u>畜産</u>			1 県有種語					<u>朝の角</u>		
	<u>計画</u>		昭和26年2		_			<u>2項σ</u>				振興			置及び廃用			に身	शुक्र द	5 Z Z	-0	
	課		_180号)第	月6条	₹	定に	こよる	国土	.調			課			定に関する	5 Z d	<u>-</u>					

令和 5 年 3 月 31 日 (金曜日) 号外 第 23 号 **宮 崎 県 公 報**

	DAH	 	月 31 日(金曜日)	5外 第 23 亏 ————————————————————————————————————		ᅩ	肿	J	<u></u>	公	学 区		
			第3項の規定に	査成果の認証に						0			
			よる国土調査の	関すること。							国有種畜の貸	2 蜜蜂転飼条例	
			指定に関するこ	<u> </u>							け及び譲渡申		
												県条例第12号)	
			<u> </u>							ill (<u> 関すること</u>		
			2 農地法(昭和							0		第3条第1項の	
			27年法律第 229									規定による転飼	
			<u>号)第4条第1</u>									<u>の許可に関する</u>	
			項及び第5条第									<u>こと。</u>	
			1項の規定によ							3 酥	格農及び肉用	3 養蜂振興法(
			る許可に関する								三産の振興に	昭和30年法律第	
											る法律(昭		
			<u>こと。</u>										
											9年法律第 1	第1項の規定に	
										<u>82두</u>	計) 第12条第	よる転飼の許可	
										<u>1 J</u>	質の規定によ	<u>に関すること。</u>	
										<u>る酢</u>	格農事業施設		
										の変	で更の承認に		
											-ること。		
											<u>- るここ。</u> ₹畜取引法(
											<u>131年法律第</u>		
											3号) による		
										次の)事務		
										(1) 第3条の		
										規	見定による家		
											香市場の登録		
										_	関すること		
										<u>v</u> c	- 月りること		
										<u>o</u>			
											<u>第19条第</u>		
										<u>1</u>	項の規定に		
										<u> </u>	る家畜市場		
										耳	[編整備地域		
										σ	治定に関す		
										_	5こと。		
	## +-+		1 工作市数2万	1 開茶田子 7 沙		H	ウカ				<u>, c c </u>	1 医苯甲 医皮	
	農村		1 所管事務に係				家畜					1 医薬品、医療	
	整備		る国有財産の登	の管理及び保全			防疫					機器等の品質、	
	課		記嘱託に関する	に関する法律(対策					有効性及び安全	
			<u>こと。</u>	平成31年法律第			課					性の確保等に関	
				<u>17号)による次</u>								する法律による	
				の事務								次の事務	
			2 土地改良法((1) 第15条第								 (1) 第24条第	
			昭和24年法律第	1項の規定に								2項の規定に	
			<u>195号)による</u>	よる市町村長								よる動物用医	
			<u>次の事務</u>	に施設管理権								薬品の販売業	
				を設定すべき								(配置販売業	
				<u>旨の裁定に関</u>								に限る。) の	
				<u>すること。</u>								許可の更新に	
			(1) 第52条第	(2) 第17条第								関すること。	
			1項の規定に	3項の規定に								(2) 第30条第	
			よる換地計画	よる施設管理								1項の規定に	
			<u>の認可に関す</u>	権の存続期間								よる動物用医	
			<u>ること。</u>	の延長につい								薬品の配置販	
				ての裁定に関								売業の許可に	
				<u>すること。</u>								関すること。	
			(2) 第89条の									(3) 第33条第	
			2第1項の規									1項の規定に	
ш_			<u>- / / エ · 只 · / / / / / / / / / / / / / / / / /</u>									1 - H -> WINT 10	

宮 崎 県 公 報 令和 5 年 3 月 31 日 (金曜日) 号外 第 23 号

_			<u>5</u> 啊 为	<u> </u>	ŦK		DAH C	у 4 3 7 31 1 (20 .,
		定による換地							よる動物用医	
		計画の決定に							薬品配置従事	
		関すること。							者の身分証明	
Ш		M 3 .0 C C 0								
H									書の交付に関	
									<u>すること。</u>	
H									2 家畜伝染病予	
H									防法(昭和26年	
H									法律第 166号)	
H										
H									第17条に規定す	
H									る家畜伝染病患	
H									畜の殺処分命令	
									に関すること。	
Ш									3 家畜改良増殖	
H										
Ш									法(昭和25年法	
Ш									<u>律第 209号)に</u>	
H									よる次の事務	
									(1) 第16条第	
П									1項の規定に	
									よる家畜人工	
									授精師の免許	
H									<u>に関すること</u>	
H										
H									<u>•</u>	
H									(2) 第24条の	
H									規定による家	
H									<u>畜人工授精所</u>	
H									の開設の許可	
H									に関すること	
H									<u>に関すること</u>	
H					_				<u></u>	
H	漁業		1 小型漁船	の総		農村		1 国土調査法(1 国土調査法第	
	管理		トン数の測	度に		計画		昭和26年法律第	19条第2項の規	
	課		関する政令	: (昭		課		_180号) 第6条	定による国土調	
Ш	<u> </u>		和28年政令			10/14		第3項の規定に	査成果の認証に	
Ш										
			号) による	次の				よる国土調査の	関すること。	
H			<u>事務</u>					指定に関するこ		
			(1) 第1	条第				<u>Ł.</u>		
			1項の規							
			よる小型							
			の総トン	'数の						
			測度に関	する						
			こと。							
			(2) 第1	冬笛						
				I						
			3項の規							
			よる小型							
			の総トン	数を						
			変更した							
			の測度に							
			<u>ること。</u>							
			2 漁船法((昭和						
			25年法律第	178						
			号) による							
1 1	1 1 1			200						
			Th 37.4				1	1	I	1 1 1
			<u>事務</u>							
			<u>事務</u> (1) 第4	条第						
			(1) 第4	<u>l定に</u>						

令和 5 年 3 月 31 日 (金曜日) 号外 第 23 号 宮	崎	県	公	報
-----------------------------------	---	---	---	---

 		 	 正唯口/	5/1 x5 23 5		卢	[[,	ᅓ	<u> </u>	ŦK		
				の建造、船舶									
				の動力漁船へ									
				の改造及び動									
				力漁船以外の									
				船舶の動力漁									
				船への転用の									
				許可に関する									
				こと。									
				(2) 第4条第									
				2項の規定に									
				よる動力漁船									
				の建造及び船									
				舶の動力漁船									
				への改造の許									
				可に関するこ									
				<u>E.</u>									
				(3) 第4条第									
				<u>7 項の規定に</u>									
				よる変更の許									
				可に関するこ									
				٤.									
				(4) 第6条第									
				2項の規定に									
				よる許可の有									
				効期間の延長									
				<u>に関すること</u>									
				<u></u>									
				(5) 第7条第									
				よる許可の取									
				消しに関する									
				<u>こと。</u>									
				(6) 第8条の									
				規定による第									
				4条第1項又									
				は第2項の規									
				定により許可									
				を受けた動力									
				漁船のしゅん									
				工及び改造工									
				事の完成後の									
				認定に関する									
				<u>こと。</u>									
				 <u>(7) 第10条第</u>									
				1項の規定に									
				よる漁船の登									
				録に関するこ									
				<u> と。</u>									
				(8) 第12条第									
				1項及び第3									
				項の規定によ									
				る漁船の登録									
				票の交付に関									
				すること。									

宮 崎 県 公 報 令和 5 年 3 月 31 日 (金曜日) 号外 第 23 号

占 崎 宗 :		一	
(9) 第13条の			
規定による登			
録した漁船及			
び登録票の検			
認に関するこ			
٤			
(10) 第17条第			
<u>3項の規定に</u>			
よる変更の登			
録に関するこ			
<u> </u>			
(11) 第18条第			
1項の規定に			
よって登録の			
効力を失った			
漁船の登録の			
抹消に関する			
<u> </u>			
(12) 第19条の			
規定による登			
録の取消しに			
関すること。			
(13) 第21条の			
規定による漁			
船の登録の謄			
本の交付に関			
すること。			
I			
(14) 第23条の			
規定による漁			
船原簿の副本			
の提出等に関			
すること。			
3 遊漁船業の適			
正化に関する法			
律(昭和63年法			
(建第99号) によ			
る次の事務			
(1) 第18条の			
規定による遊			
漁船業者に対			
する命令に関			
すること。			
(2) 第24条第			
1項の規定に			
よる遊漁船業			
を営む者等に			
対する報告の			
徴収又は立入			
検査に関する			
<u>こと。</u>			
4 漁業法施行規			
則(令和2年農			
林水産省令第47			
号)第42条第 1			
1	_ 0 _		

令和 5 年 3 月 31 日 (金曜)) 号外 第 23 号	宮	崎 県	公量	報
	17 17 17 20 1		ᄢᅟᄍ		לוד

_	 		 	(亚唯口)	5/1 20 5	 	卓	, т	-1	ㅈ	<u> </u>	ŦX		
					項の規定による									
					特定水産動植物									
					の採補の許可に									
					関すること。									
					5 宮崎県漁業調									
					整規則(令和2									
					年宮崎県規則第									
					<u>51号)による次</u>									
					の事務									
					(1) 第4条第									
					1項の規定に									
					よる漁業の許									
					可に関するこ									
					٤.									
					(2) 第33条第									
					1項の規定に									
					よる水産動植									
					物の採補の許									
					可に関するこ									
					<u>ځ.</u>									
					<u>こ。</u> (3) 第48条第									
					1項の規定に									
					<u>よる水産動植</u>									
					物の採補の許									
					可に関するこ									
					<u>ځ</u>									
					<u>。</u> <u></u>									
					取扱いに関する									
					条例(平成7年									
					宮崎県条例第9									
					号) による次の									
					事務									
					<u>(1)</u> 第5条第									
					1項の規定に									
					よる登録に関									
					<u>すること。</u>									
					(2) 第9条第									
					2項の規定に									
					よる承認に関									
					すること。									
					(3) 第10条第									
					<u>2項、第11条</u>									
					第2項及び第									
					12条第3項の									
					規定による変									
					更の登録に関									
					<u>すること。</u>									
					(4) 第20条第									
					1項及び第2									
					項の規定によ									
					る登録の抹消									
					に関すること									
					<u> </u>									
	 <u></u>	L_			<u>7 うなぎ稚魚の</u>]
	 					 	_						-	

	古門宋公	X FIX	予和 9 年 9 万 31 日 (3	
	取扱いに関する 条例施行規則(平成7年宮崎県 規則第48号)第 2条第5項の規 定よる承認に関 すること。			
五 1 県有種電の定に関すること。 五 2 国有種の変に関すること。 2 国有種で譲渡すること。 3 酪農及び肉生生る法律のの企業を対する。 4 第29年3 1項の農事業産と。 4 家部日本とのこの方式を表現のより、 2 1項の農事業産と。 4 第31年法とよ次の事務 (1)第3よる登に関するる。 (2)第19条 1項の家を確に関すること。 (2)第19条 1項るを整備に関すること。 (2)第2 1年に関すると。	(関すること。 (関すること。) (関すること。) (関本の) (昭和31年宮月) 第3条第1項回 の第12号) 第3条により 第30年法第4条 第1項回のとと。 (第4条 第1項回のとと。 第2回 (第5回 (第5回	農 整 課	1 所管事務に係る国有財産の登記嘱託に関すること。 2 土地改良法(野和24年法律第195号)による次の事務 (1)第52条第1項の規定による換地計画の認可に関すること。 (2)第89条の2第1項換地計画の決定に関すること。 (2)第30条の担定による換地計画の決定に関すること。	1 農業用ため池 の管理及び保全 に関する法律(平成31年法律第 17号)による次 の事務 (1) 第15条第 1項の問題では、 1項の問題では、 1項の問題では、 1項の問題では、 1項の問題では、 1項の問題では、 1のの表記では、 1のの表記では
<u>家畜</u>	1 医薬品、医療 機器等の品質、 有効性及び安全 性の確保等に関 する法律による 次の事務 (1) 第24条第	担い 手農 地対 策課	1農地法(昭和 27年法律第 229 号)第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による許可に関する こと。	
	2項の規定による動物用医薬品の販売業(配置販売業に限る。)の	<u>漁業</u> <u>管理</u> 課		1小型漁船の総トン数の測度に関する政令(昭和28年政令 259号)による次の

19 11-	 	,,	5/F #5 23 5	 <u> </u>	ᄣ	<u> </u>	<u> </u>	ŦK		
			許可の更新に						事務	
			関すること。						(1) 第1条第	
			(2) 第30条第						1項の規定に	
			1項の規定に						よる小型漁船	
			よる動物用医						の総トン数の	
			薬品の配置販						測度に関する	
			売業の許可に						こと。	
			関すること。						(2) 第1条第	
			(3) 第33条第						3項の規定に	
			1項の規定に						よる小型漁船	
			よる動物用医						の総トン数を	
			薬品配置従事						変更したとき	
			者の身分証明						の測度に関す	
			書の交付に関						<u>ること。</u>	
			すること。						<u>2</u> 漁船法(昭和	
			2 家畜伝染病予						25年法律第 178	
			防法(昭和26年						号) による次の	
			法律第 166号)						<u>事務</u>	
			第17条に規定す						(1) 第4条第	
			る家畜伝染病患						1項の規定に	
			畜の殺処分命令						よる動力漁船	
			に関すること。						の建造、船舶	
			3 家畜改良増殖						の動力漁船へ	
			法(昭和25年法						の改造及び動	
			律第 209号)に						力漁船以外の	
			よる次の事務						船舶の動力漁	
			(1) 第16条第						船への転用の	
			1項の規定に						許可に関する	
			よる家畜人工						<u> </u>	
									(2) 第4条第	
			授精師の免許							
			に関すること						2項の規定に	
			<u> </u>						よる動力漁船	
			(2) 第24条の						の建造及び船	
			規定による家						舶の動力漁船	
			畜人工授精所						への改造の許	
			の開設の許可						可に関するこ	
			に関すること							
			に対すること						<u> </u>	
			<u> </u>						(3) 第4条第	
									<u>7項の規定に</u>	
									よる変更の許	
									可に関するこ	
									<u></u>	
									(4) 第6条第	
									2項の規定に	
									よる許可の有	
									効期間の延長	
									に関すること	
									<u>o</u>	
									(5) 第7条第	
									1項の規定に	
									よる許可の取	
									消しに関する	
									<u>25°</u>	
									(6) 第8条の	

宮	崎	県	公	報	令和 5 年 3 月 31 日(金曜日) 号外 第 23 号
---	---	---	---	---	--------------------------------

	' 돋	" 响	県	公	報	TPΛN	1 0	4 0	, д	31 🗖	(金曜日)	号外 第	D 20 7	
											規定	ごによる第	i,	
											1	第1項又		
											1	第2項の規		
											定に	より許可]]	
											を受	どけた動力	<u>ı</u>	
											漁船	うのしゅん	,	
											1	び改造工		
											1	完成後の		
											1	ミに関する	-	
											<u> </u>	- 0		
											(7)	第10条第	<u>;</u>	
											1項	頁の規定に	:	
												漁船の登		
											1			
											1	関するこ	-	
											논.			
											(8)	第12条第	<u>;</u>	
											<u>1</u> 項	夏及び第3		
											項の	規定によ		
												船の登録		
											1	交付に関		
													1	
											1	こと。		
												第13条の		
											規定	ごによる登	<u> </u>	
											録し	た漁船及	<u>.</u>	
											び登	登録票の検	ì	
											1	:関するこ		
											1		-	
											<u>ځ</u> .		.	
												第17条第		
											<u>3</u> <u>3</u> <u>1</u>	質の規定に	-	
											<u>よる</u>	変更の登	£ _	
											録に	関するこ	_	
											<u>ا</u> ک			
												- 第18条第	.	
												の規定に		
											1	て登録の		
											効力]を失った	<u>:</u>	
											<u>漁</u> 船	予の登録の	<u>)</u>	
											抹消	肖に関する	,	
											<u>ع ح</u>		-	
												<u>。</u> 第19条の		
											1	こによる登		
												取消しに		
											関す	-ること。	_	
											(13)	第21条の	<u> </u>	
											1	ごによる 漁		
												登録の謄		
												交付に関	ī	
												こと。		
												第23条の		
											規定	ごによる 漁	<u>i</u>	
											船房	(簿の副本	<u>:</u>	
												是出等に関		
												こと。	Ť	
													,	
											」 近次	船業の適	ī	Ш

令和 5 年 3 月 31 日 (金曜日) 号外 第 23 号 宮崎県公幸	令和 5	5 年	3 J	∄ 31	日	(金曜日)	号外	第 23 号	宮	峼	県	公	報
---------------------------------------	------	-----	-----	------	---	-------	----	--------	---	---	---	---	---

正化に関する法 律(昭和63年法 律第99号)によ る次の事務 (1) 第18条の 規定による遊 漁船業者に対 する命令に関	
建第99号) による次の事務 (1) 第18条の 規定による遊漁船業者に対	
建第99号) による次の事務 (1) 第18条の 規定による遊漁船業者に対	
る次の事務 (1) 第18条の 規定による遊 漁船業者に対	
(1) 第18条の 規定による遊 漁船業者に対	
規定による遊 <u>規定による遊</u> <u>漁船業者に対</u>	
規定による遊 <u>規定による遊</u> <u>漁船業者に対</u>	
漁船業者に対	
<u>すること。</u>	
対する報告の	
【 「項の規定による」	
の採補の許可に	
1 5 宮崎県漁業調	
4	
<u>の事務</u>	
(1) 第4条第	
1項の規定に	
(3) 第48条第	
1項の規定に	
<u>条例(平成7年</u>	
(1) 第5条第	

 宮崎県公報
 令和5年3月31日(金曜日) 号外第23号

 1項の規定に

								1項の規定に	
								よる登録に関	
								すること。	
								(2) 第9条第	
								2項の規定に	
								よる承認に関	
								すること。	
								(3) 第10条第	
								2項、第11条	
								第2項及び第	
								12条第3項の	
								規定による変	
								更の登録に関	
								<u>すること。</u>	
								(4) 第20条第	
								1項及び第2	
								<u>項の規定によ</u>	
								<u>る登録の抹消</u>	
								<u>に関すること</u>	
								<u>o</u>	
								7 うなぎ稚魚の	
								取扱いに関する	
								条例施行規則(
								平成7年宮崎県	
								規則第48号)第	
								2条第5項の規	
								定よる承認に関	
								すること。	
管理					計理			1 建設業法 (昭	
課				記				和24年法律第 1	
								00号) による次	
								の事務	
								(1) 第29条第	
								1項第5号の	
								規定による建	
								設業の許可の	
								取消し (第12	
								条 (第17条に	
								おいて準用す	
								る場合を含む	
								<u> </u>	
								よる届出に係	
								るものに限る	
								<u>。)に関する</u>	
		1 0 [<u></u>	
[mbr]		<u>1・2</u> [略]		<u> </u>	[m/+]			<u>2·3</u> [略]	
[略]	, BB (*)				[略]	·	DD MY		
別表第4(第5条		· 古.本		別表	第4(第5条		主法主任	
1 0 5-4-	出先機関の長共通	 		<u> </u>	-	Fm47	出先機関の長共通		
1~8 [略]		ご / 旧去畑 L±+n < =			~8 . ~8	[略]			\/□ ; #:
	人情報保護条例に基づ			6				及び宮崎県個人情報の思え	
	用停止の請求に対する 、	の伏正、囲知及び意見	□ 記取					保有個人情報の開示、	
に関するこ	と。				及び利		上の請求に対する決定	定、 通知及び意見聴耳	Xに関

10 「略]

別表第5(第5条関係)

出先機関の長特定専決事項

[略]

西臼杵支庁

1~13 [略]

14 建設業法 (昭和24年法律第 100号) 第3条第3項の規定 による許可の更新に関すること。

[略]

農業大学校

- 1 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律 第8号)による次の事務
 - (1) 第8条第1項の規定による授業料等減免対象者の認 定に関すること。
 - (2) 第9条第1項の規定による届出に関すること。
 - (3) 第12条第1項の規定による認定の取消しに関すること。
- (4) 第12条第2項の規定による届出に関すること。
- 2 大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和 元年文部科学省令第6号)による次の事務
 - (1) 第5条第3項の規定による確認申請書の提出に関すること。
 - (2) 第7条第2項の規定による公表に関すること。
 - (3) 第11条第4項の規定による書類の提出の要求に関すること。
 - (4) 第11条第5項から第7項までの規定による通知に関すること。
 - (5) 第13条第5項の規定による通知に関すること。
 - (6) 第14条第1項から第3項までの規定による授業料減 免の額の変更に関すること。
 - (7) 第15条第2項の規定による通知に関すること。
 - (8) 第18条第3項の規定による通知に関すること。
- 3 農業大学校の授業料及び入学料の徴収に関する規則(平 成19年宮崎県規則第18号)による次の事務
 - (1) 第4条第1項の規定による授業料の免除に関すること。
 - (2) 第6条第1項の規定による授業料等の徴収の猶予に 関すること。
 - (3) 第7条第1項の規定による授業料等の還付に関すること。
 - (4) 第9条第2項の規定による授業料の免除の取消した 関すること。

家畜保健衛生所

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等 に関する法律による次の事務
 - (1) 第24条第2項の規定による動物用医薬品の販売業(配置販売業を除く。)の許可の更新に関すること。
 - (2) 第26条第1項の規定による動物用医薬品の店舗販売 業の許可に関すること。
 - (3) 第34条第1項の規定による動物用医薬品の卸売販売 業の許可に関すること。
 - (4) 第39条第1項の規定による動物用高度管理医療機器 等の販売業又は貸与業の許可に関すること。
 - (5) 第39条第6項の規定による動物用高度管理医療機器

10 [略]

別表第5 (第5条関係)

出先機関の長特定専決事項

[略]

西臼杵支庁

1~13 [略]

14 建設業法第3条第3項の規定による許可の更新に関すること。

[略]

家畜保健衛生所

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等 に関する法律による次の事務
 - (1) 第24条第2項の規定による動物用医薬品の販売業(配置販売業を除く。)の許可の更新に関すること。
 - (2) 第26条第1項の規定による動物用医薬品の店舗販売 業の許可に関すること。
 - (3) 第34条第1項の規定による動物用医薬品の卸売販売 業の許可に関すること。
 - (4) 第39条第1項の規定による動物用高度管理医療機器 等の販売業又は貸与業の許可に関すること。
 - (5) 第39条第6項の規定による動物用高度管理医療機器 等の販売業又は貸与業の許可の更新に関すること。
 - (6) 第40条の5第6項の規定による動物用再生医療等製品の販売業の許可の更新に関すること。
 - (7) 第83条の2の3第1項の規定による動物用医薬品の 店舗販売業の許可に関すること。
- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等 に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)による次の事 務
 - (1) 第45条第1項の規定による動物用医薬品の販売業の 許可証の書換え交付に関すること。
 - (2) 第46条第1項の規定による動物用医薬品の販売業の 許可証の再交付に関すること。
- 3 家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)に よる次の事務
 - (1) 第29条の規定による免許証の書換交付及び再交付に 関すること。
 - (2) 第30条の規定による免許証の返納等に関すること。
- 4 家畜改良増殖法施行細則(昭和60年宮崎県規則第21号) による次の事務
 - (1) 第5条第2項の規定による家畜人工授精所開設許可 証の再交付に関すること。
 - (2) 第5条第3項の規定による家畜人工授精所開設許可 証の書換え交付に関すること。
- 5 養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定 によるふ化業者の登録に関すること。
- 6 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28年法律第35号)による次の事務(宮崎家畜保健衛生所に 限る。)
 - (1) 第24条第1項の規定による飼料又は飼料添加物の廃棄、回収等の命令に関すること。
- (2) 第33条第1項の規定による指示に関すること。
- 7 使用料及び手数料徴収条例別表第2に定める手数料の額の決定に関すること(宮崎家畜保健衛生所に限る。)。

- 等の販売業又は貸与業の許可の更新に関すること。
- (6) 第40条の5第6項の規定による動物用再生医療等製品の販売業の許可の更新に関すること。
- (7) 第83条の2の3第1項の規定による動物用医薬品の 店舗販売業の許可に関すること。
- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等 に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)による次の事 務
 - (1) 第45条第1項の規定による動物用医薬品の販売業の 許可証の書換え交付に関すること。
 - (2) 第46条第1項の規定による動物用医薬品の販売業の 許可証の再交付に関すること。
- 3 家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)に よる次の事務
 - (1) 第29条の規定による免許証の書換交付及び再交付に 関すること。
 - (2) 第30条の規定による免許証の返納等に関すること。
- 4 家畜改良増殖法施行細則(昭和60年宮崎県規則第21号) による次の事務
 - (1) 第5条第2項の規定による家畜人工授精所開設許可 証の再交付に関すること。
 - (2) 第5条第3項の規定による家畜人工授精所開設許可 証の書換え交付に関すること。
- 5 養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定 によるふ化業者の登録に関すること。
- 6 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28年法律第35号)による次の事務(宮崎家畜保健衛生所に 限る。)
 - (1) 第24条第1項の規定による飼料又は飼料添加物の廃棄、回収等の命令に関すること。
 - (2) 第33条第1項の規定による指示に関すること。
- 7 使用料及び手数料徴収条例別表第2に定める手数料の額 の決定に関すること(宮崎家畜保健衛生所に限る。)。 [略]

別表第9 (第10条関係)

出先機関名	第1代決者	第2代決者	第3代決者
[略]			
農業大学校	副校長(当該副校長	総務課にあ	
	が担当する事務に限	っては総務	
	<u>る。)</u>	課長、教務	
		学生課にあ	
		<u>っては教務</u>	
		学生課長、	
		農学科にあ	
		<u>っては農学</u>	
		科長、畜産	
		<u>学科にあっ</u>	
		ては畜産学	
		<u>科長</u>	
[略]			
畜産試験場	副場長(当該副場長	<u>管理課長</u>	
	が担当する事務に限		
	<u>る。)</u>		

農業大学校

- 1 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律 第8号)による次の事務
 - (1) 第8条第1項の規定による授業料等減免対象者の認 定に関すること。
 - (2) 第9条第1項の規定による届出に関すること。
- (3) 第12条第1項の規定による認定の取消しに関すること。
- (4) 第12条第2項の規定による届出に関すること。
- 2 大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和 元年文部科学省令第6号)による次の事務
 - (1) 第5条第3項の規定による確認申請書の提出に関すること。
 - (2) 第7条第2項の規定による公表に関すること。
 - (3) 第11条第4項の規定による書類の提出の要求に関す ること。
- (4) 第11条第5項から第7項までの規定による通知に関すること。
- (5) 第13条第5項の規定による通知に関すること。
- (6) 第14条第1項から第3項までの規定による授業料減 免の額の変更に関すること。
- (7) 第15条第2項の規定による通知に関すること。
- (8) 第18条第3項の規定による通知に関すること。
- 3 農業大学校の授業料及び入学料の徴収に関する規則(平 成19年宮崎県規則第18号)による次の事務
 - (1) 第4条第1項の規定による授業料の免除に関すること。
 - (2) 第6条第1項の規定による授業料等の徴収の猶予に 関すること。
 - (3) 第7条第1項の規定による授業料等の還付に関すること。
 - (4) 第9条第2項の規定による授業料の免除の取消した 関すること。 「略

別表第9 (第10条関係)

出先機関名	第1代決者	第2代決者	第3代決者
[略]			
畜産試験場	副場長(当該副場長	<u>管理課長</u>	
	が担当する事務に限		
	<u>る。)</u>		
[略]	'		!
農業大学校	<u>副校長(当該副校長</u>	総務課にあ	
	が担当する事務に限	っては総務	
	<u>る。)</u>	課長、教務	
		<u>学生課にあ</u>	

令和 5 年 3 月 31 日 (金曜日) 号外 第 23 号 **宮 崎 県 公 報**

П								
							<u>っては教務</u>	
							学生課長、	
							農学科にあ	
							<u>っては農学</u>	
							科長、畜産	
							<u>学科にあっ</u>	
							ては畜産学	
							<u>科長</u>	
高等水産研	<u>主任</u>				水産試験場	副場長(当該副場長	管理課長	
修所						が担当する事務に限		
						<u>る。)</u>		
水産試験場	副場長(当該副場長	管理課長			<u>高等水産研</u>	<u>主任</u>		
	が担当する事務に限				<u>修所</u>			
	<u>る。)</u>							
[略]	ı	ı	ı		[略]	ı		
				,				

附即

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。 令和5年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第7号

本 庁 各出先機関

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員の駐在に関する規程(平成19年訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

			改正後										
別表(第2条	€関係)				別	表(第2条	関係)						
所属機関	駐 在 場	計所	担当区域	担当事務		所属機関	駐	在	場	所	担当区域	担当事務	
[略]						[略]							
東京事務	東京都千代田	区有楽		移住相談対応及		雇用労働	宮崎市	i学 園	園木花	台西	宮崎県	宮崎県技能検定	
近	町2丁目10番	計1号(<u>びUIJターン</u>		政策課	2丁目	4 番	昏地3	(宮		センターの管理	
	東京交通会館	的)_		就職支援に関す			崎県技	技能核	食定セ	ンタ		運営に関するこ	
				<u>ること。</u>			<u>-内)</u>					<u>Ł.</u>	
							宮崎市	5錦田	丁1番	10号		<u>UIJターン就</u>	
							_(宮崎	うグリ	リーン	スフ		職支援に関する	
							<u>ィア</u> 壱	香館	官内)			<u>こと。</u>	
雇用労働	宮崎市学園オ	花台西	宮崎県	宮崎県技能検定		漁業管理	宮崎市	7港 2	2丁目	6番	宮崎県	漁業取締船の運	
政策課	2丁目4番地	23 (宮		<u>センターの管理</u>		課	地 (水	く産会	館内)_		航に関すること	
	崎県技能検知	<u> ゼンタ</u>		運営に関するこ								<u>o</u>	
	<u>-内)</u>			<u> と。</u>									
	宮崎市錦町1	番10号		<u>UIJターン就</u>									
	_(宮崎グリー	- ンスフ		職支援に関する									
	ィア壱番館内	<u>])</u>		<u>こと。</u>									
漁業管理	宮崎市港2丁	11日6番	宮崎県	漁業取締船の運		工事検査	宮崎市	「橘」	1 東 1	丁目	宮崎市_	農業土木工事の	
課	地(水産会)	<u>(内)</u>		航に関すること		課	9番10	0号	(4号	館内	西都市	検査に関するこ	
				<u> </u>			_				東諸県郡	<u>Ł.</u>	
											児湯郡		
											宮崎市_	土木工事の検査	
											東諸県郡	に関すること。	
							日南市	7戸高	51丁	<u>目12</u>	日南市	土木工事の検査	
							番地1	. (E	1南総	合庁	<u>串間市</u>	に関すること。	

宮 崎 県 公 報 令和 5 年 3 月 31 日 (金曜日) 号外 第 23 号

		古 啊	- 宋 - 公	ŦK		мотолиц		5/1 HD 20 5
						<u>舎内)</u>		
						都城市北原町24街区	都城市	農業土木工事の
						21号(都城総合庁舎	日南市	検査に関するこ
						<u>内)</u>	<u>小林市</u>	と。
							串間市	
							<u>えびの市</u>	
							北諸県	
							郡 西諸	
							県郡	
							都城市	土木工事の検査
							小林市	に関すること。
							えびの市	10 M 9 .0 C C 0
							北諸県	
							郡 西諸	
							県郡	
						西都市大字三宅下鶴	西都市	土木工事の検査
						9451番地(西都総合	<u>児湯郡</u>	<u>に関すること。</u>
						庁舎内)	東臼杵郡	
						_	椎葉村大	
							字大河内	
							のうち字	
							大河内、	
							野々首、	
							<u>矢立、大</u>	
							<u>藪、大桑</u>	
							の木、平	
							、丸野及	
							<u>び城</u>	
						日向市中町2番14号	日向市	土木工事の検査
						(日向総合庁舎内)	東臼杵郡	に関すること。
							<u>《性葉村</u>	1C X 9 .0 C C 0
							大字大河	
							内のうち	
							字大河内	
							、野々首	
							<u>、矢立、</u>	
							大藪、大	
							桑の木、	
							平、丸野	
							及び城を	
							除く。)	曲米上十二古。
						延岡市愛宕町2丁目	<u>延岡市</u>	農業土木工事の
						15番地(延岡総合庁	日向市	検査に関するこ
						<u>舎内)</u>	東臼杵郡	と。
							西臼杵	
							郡	
							延岡市	土木工事の検査
							西臼杵郡	に関すること。
工事検査	宮崎市橘通東1丁目	宮崎市	農業土木工事の	,	東京事務	東京都千代田区有楽		移住相談対応及
	9番10号(4号館内	西都市	検査に関するこ		<u>来水事场</u> <u>所</u>	町2丁目10番1号(びUIJターン
<u>n/k</u>				-	// 	東京交通会館内)		
	<u>)</u>	東諸県郡	<u> と。</u>			<u>米尔文迪云耜內儿</u>		就職支援に関す
		<u>児湯郡</u>		_				<u>ること。</u>
		宮崎市_	土木工事の検査	-				
		東諸県郡	に関すること。					

							1		
Ш		日南市戸高1丁目12	日南市	土木工事の検査					
		番地1 (日南総合庁	<u>串間市</u>	<u>に関すること。</u>					
Ш		<u>舎内)</u>							
Ш		都城市北原町24街区	都城市	農業土木工事の					
		21号(都城総合庁舎	日南市	検査に関するこ					
		<u>内)</u>	小林市	<u>گ</u>					
			串間市						
			えびの市						
			<u>北諸県</u>						
			郡西諸						
			県郡						
Ш			都城市	土木工事の検査	1				
			小林市	<u>に関すること。</u>					
Ш			えびの市						
			北諸県						
			郡西諸						
Ш			県郡						
		西都市大字三宅下鶴	西都市	土木工事の検査					
		9451番地(西都総合	児湯郡_	に関すること。					
		庁舎内)	東臼杵郡						
			<u>椎葉村大</u>						
			字大河内						
		日向市中町2番14号	日向市_	土木工事の検査					
		(日向総合庁舎内)	東臼杵郡	<u>に関すること。</u>					
			<u>(椎葉村</u>						
			大字大河						
			<u>内を除く</u>						
			<u>。)</u>						
Ш		延岡市愛宕町2丁目	延岡市	農業土木工事の	1				
		15番地(延岡総合庁	日向市	検査に関するこ					
		<u>舎内)</u>	東臼杵郡	<u>Ł.</u>					
			西臼杵						
			郡						
			延岡市	土木工事の検査	-				
			西臼杵郡	に関すること。					
	[略]		2		1	[略]	I	I	1
	水産試験	日南市油津4丁目(宮崎県	漁業調査船の運	†	宮崎家畜	日南市南郷町中村甲	日南市	1 家畜衛生に
	場	油津港内)		航に関すること		保健衛生	1232番地1(南那珂	串間市	関すること。
				0_		<u>所</u>	農業改良普及センタ		2 家畜伝染病
						_	_内)_		に関すること
									0_
	宮崎家畜	日南市南郷町中村甲	日南市	 1 家畜衛生に	1	都城家畜	小林市駅南 300番地	小林市	
	保健衛生	1232番地1(南那珂	串間市	関すること。		保健衛生	(西諸県農業改良普	えびの市	関すること。
	所	農業改良普及センタ	1 103.12	2 家畜伝染病		所	及センター内)	西諸県	2 家畜伝染病
		<u>-内)</u>		に関すること				郡	に関すること
	都城家畜	小林市駅南 300番地	小林市	。 _1 家畜衛生に	1	延岡家畜	西臼杵郡高千穂町大	東臼杵郡	<u>。</u> 1 家畜衛生に
	保健衛生	(西諸県農業改良普	えびの市	関すること。		保健衛生	字三田井3364番地39	(門川町	関すること。
	所	及センター内)	<u> 西諸県</u>	<u>ス</u>		所	(西臼杵農業改良普	及び美郷	<u>スタッとと。</u> 2 家畜伝染病
	171	ACY (3)	<u>四商県</u>	と 家亩伝来内 に関すること		171	<u> </u>	町を除く	<u>に関すること</u>
			1112				Z C Z Z Y Y Y Y	<u> 画を除く</u> 。) 西	
				<u>o</u>				<u>。 </u>	<u> </u>
	延岡家畜	西臼杵郡高千穂町大	東臼杵郡	1 宏玄怎出っ	1	水産試験	日南市油津4丁目(宮崎県	漁業調査船の運
	一 に に に に に に に に に に に に に	字三田井3364番地39	<u>果口什都</u> (門川町	1 <u>家畜衛生に</u> 関すること。		場	油津港内)	<u>白峒乐</u>	航に関すること
		<u>ナニロ廾3304番地39</u>	<u> ([])[[面]</u>			囫			別に関りること

令和 5 年 3 月 31 日(金曜日) 号外 第 23 号

ſ	<u>所</u>	(西臼杵農業改良普	及び美郷	2 家畜伝染病				<u>o</u>	
l		<u>及センター内)</u>	町を除く	<u>に関すること</u>					
ı			。) 西	<u>o</u>					
ı			<u>臼杵郡</u>						
ı					'	,			_

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

病院局企業管理規程

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。 令和5年3月31日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第4号

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程

病院局組織規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後 _(課内室の設置)_

第3条の2 経営管理課に県立病院整備推進室(以下「室」という

(経営管理課の分掌事務)

第4条 [略]

<u>。)を置く。</u>

2 室においては、前項第7号に掲げる事務を分掌する。

(病院の内部組織)

第5条 次の表の第1欄に掲げる病院に、同表の第2欄に掲げる部│第5条 次の表の第1欄に掲げる病院に、同表の第2欄に掲げる部 又はセンター(以下「部等」という。)を置き、部等に同表の第 3欄に掲げる課、科又はセンター(以下「課等」という。)を置 く。

J== 17-5	40 M	⊃⊞ /r/r
病院	部等	課等
県立宮崎病院	[略]	
	診療部	内科 脳神経内科 循環器内
		科 小児科 新生児科 外科
		小児外科 整形外科 脳神
		経外科 心臓血管外科 皮膚
		科 泌尿器科 産婦人科 眼
		科 耳鼻咽喉科・頭頸部外科
		リハビリテーション科 放
		射線科 歯科口腔外科 麻酔
		科 臨床検査科 病理診断科
		栄養管理科 臨床工学科
		内視鏡センター
	[略]	1
[略]		

(局医監等)

第7条 [略]

2~5 [略]

6 室に室長を置く。

7 室長は、上司の命を受けて、室の事務を掌理する。

8~10 [略]

(参事等)

第8条 [略]

2 前条及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁 2 前条及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁 の組織に、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、

(経営管理課の分掌事務)

第4条 [略]

(病院の内部組織)

又はセンター(以下「部等」という。)を置き、部等に同表の第 3欄に掲げる課、科又はセンター(以下「課等」という。)を置 く。

病院	部等	課等
県立宮崎病院	[略]	
	診療部	内科 脳神経内科 循環器内
		科 小児科 新生児科 外科
		小児外科 整形外科 脳神
		経外科 心臓血管外科 皮膚
		科 泌尿器科 産婦人科 眼
		科 耳鼻咽喉科・頭頸部外科
		リハビリテーション科 放
		射線科 歯科口腔外科 麻酔
		科 臨床検査科 病理診断科
		栄養管理科 臨床工学科
		内視鏡センター <u>集中治療科</u>
	[略]	
[略]		

(局医監等)

第7条 [略]

2~5 [略]

<u>6~8</u> [略] (参事等)

第8条 [略]

の組織に、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、

その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

ての東	7分は、 て 4 L	て40回衣の石懶に足めるこれりこする。
組織	職	職務
課又	副参事補	上司の命を受けて、 <u>課又は室</u> の特定の事務
<u>は室</u>		を掌理する。
	主幹	上司の命を受けて、 <u>課又は室</u> の特定の事務
		を掌理する。
	専門主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必
		要とする <u>課又は室</u> の特定の事務を掌理する
		0
	副主幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的
		業務に従事し、又は課若しくは室の特定の
		事務を掌理する。
	[略]	

(主幹等)

第12条 第10条に規定する職のほか、病院に、必要に応じ、<u>第8条</u> | 第2項の表の中欄に掲げる主幹、専門主幹、副主幹及び主査を置 き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。こ の場合において、同表右欄中「課又は室」又は「課若しくは室」 とあるのは、「病院」と読み替えるものとする。

その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組織	職	職務
課	副参事補	上司の命を受けて、 <u>課</u> の特定の事務を掌理
		する。
	主幹	上司の命を受けて、 <u>課</u> の特定の事務を掌理
		する。
	専門主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必
		要とする <u>課</u> の特定の事務を掌理する。
	副主幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的
		業務に従事し、又は <u>課</u> の特定の事務を掌理
		する。
	[略]	

(主幹等)

第12条 第10条に規定する職のほか、病院に、必要に応じ、第8条 第1項の表の左欄に掲げる副参事並びに同条第2項の表の中欄に 掲げる主幹、専門主幹、副主幹及び主査を置き、その職務は、そ れぞれの表の右欄に定めるとおりとする。この場合において、同 条第1項の表の右欄中「局」とあり、同条第2項の表の右欄中「 課」とあるのは、いずれも「病院」と読み替えるものとする。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第5号

会和5年3月31日

病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院局事務の決裁及び委任に関する規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 改正後 (定義) (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ|第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。

 $(1)\sim(7)$ [略]

(8) 室長 組織規程第7条第6項に規定する室長をいう。

(9) 課長補佐 組織規程第7条第8項に規定する課長補佐をい

<u>(10)</u>~<u>(14)</u> [略]

(管理者決裁事項及び本庁における専決)

第3条 [略]

2 [略]

3 室長は、別表第1 (職員の服務等に関する事務の項にあっては 、事項の欄13に限る。)に掲げる課長の専決することのできる事 項について専決することができる。

別表第1 (第3条関係)

中公					
事務	事項	管理	Ę	∮決区 分	7
		者	次長	課長	課長
					補佐
[略]					
文書等に	1~5 [略]				
関する事	6 宮崎県個人情報保	[H	各]		
務	護条例(平成14年宮				
	<u>崎県条例第41号)</u> に				
	[略] 文書等に 関する事	[略] 文書等に 1~5 [略] 関する事 6 宮崎県個人情報保 護条例(平成14年宮	者 【略] 文書等に 1~5 [略] By する事 6 宮崎県個人情報保 護条例 (平成14年宮)	【略] 文書等に 1~5 [略] 関する事 6 宮崎県個人情報保 護条例(平成14年宮	【略] 文書等に 1~5 [略] 関する事 6 宮崎県個人情報保 護条例(平成14年宮

ぞれ当該各号に定めるところによる。

 $(1)\sim(7)$ [略]

(8) 課長補佐 組織規程第7条第6項に規定する課長補佐をい

(9)~(13) [略]

(管理者決裁事項及び本庁における専決)

第3条 [略]

2 [略]

別表第1 (第3条関係)

事務	事項	管理	Ę	身決区5	}
		者	次長	課長	課長
					補佐
[略]					
文書等に	1~5 [略]				
関する事	6 個人情報の保護に	[8	各]		
務	関する法律(平成15				
	年法律第57号)及び				

基づく個人情報の開 示、訂正及び利用停 止の請求に対する決 定、通知及び意見聴 取に関すること。 7 [略] 「略]

別表第2(第5条関係)

病院長の専決事項

1~9 [略]

10 宮崎県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示、訂正 及び利用停止の請求に対する決定、通知及び意見聴取に関 すること。

11 「略]

宮崎県個人情報の保 護に関する法律施行 条例(令和4年宮崎 県条例第38号) に基 づく個人情報の開示 、訂正及び利用停止 の請求に対する決定 、通知及び意見聴取 に関すること。 7 [略]

「略]

別表第2(第5条関係)

病院長の専決事項

1~9 [略]

10 個人情報の保護に関する法律及び宮崎県個人情報の保護 に関する法律施行条例に基づく個人情報の開示、訂正及び 利用停止の請求に対する決定、通知及び意見聴取に関する

11 [略]

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。 令和5年3月31日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第6号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(目的)

条例(平成18年宮崎県条例第22号。以下「病院事業給与条例」と いう。)第28条の規定に基づき、病院事業に従事する企業職員(非常勤の職にある者(地方公務員法(昭和25年法律第 261号。以 下「地公法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務 の職を占める者(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除 く。)を除く。以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項 を定めることを目的とする。

(管理職手当)

第7条 [略]

2 前項に規定する職を占める職員の管理職手当の額は、別表第6 の第2欄に掲げる職及び第4欄に掲げる級の区分に応じ、それぞ れ管理職手当額欄に定める額とする。

(目的)

第1条 この規程は、病院事業職員の給与の種類及び基準を定める|第1条 この規程は、病院事業職員の給与の種類及び基準を定める 条例(平成18年宮崎県条例第22号。以下「病院事業給与条例」と いう。)第28条の規定に基づき、病院事業に従事する企業職員(非常勤の職にある者(地方公務員法(昭和25年法律第 261号。以 下「地公法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務 の職を占める者(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)を除く。以下「職員」という。)の給与に関し必要 な事項を定めることを目的とする。

改正後

(管理職手当)

第7条 [略]

- 2 別表第6に掲げる職に係る管理職手当の額の区分は、同表の職 欄の区分に応じ、同表の種別欄及び区分欄に定める種別及び区分
- 3 管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当 <u>該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分</u> に応じ、別表第6の2の管理職手当の額欄に定める額(育児短時 間勤務の承認を受けた職員にあっては、その額に病院事業職員就 業規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第8号。以下「病院 事業就業規程」という。)第2条第1項の規定により適用される 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条 例第43号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第2項の規 定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規

附目

4 前項の手当の額は、勤務1月につき12,000円の範囲内で管理者が別に定める額(再任用短時間勤務職員にあっては、その額に病院事業職員就業規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第8号。以下「病院事業就業規程」という。)第2条第1項の規定により適用される職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務の承認を受けた職員にあっては、その額に病院事業就業規程第2条第1項の規定により適用される勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

別表第2(第4条関係)

ゥ 医療職給料表 (三) 級別基準職務表

職務の級		基準となる職務
[略]		
6級		
	<u>1~3</u>	[略]

別表第6を次のように改める。

別表第6(第7条 第12条関係)

川衣第0 (第1宋、第14宋民际)						
組織	職	種別	区分			
本庁	医監	1種	2			
	次長	2種	1			
	参事	2種	2			
	課長	3種	1			
	副参事	3種	2			
県立宮崎病院	院長	1種	2			
、県立延岡病	副院長	2種(課長級	2			
院及び県立日		の職にあるも				
南病院		のにあっては				
		3種)				
	事務局長	2種	2			
	事務次長	3種	2			
	薬剤部長		2			
	看護部長		2			
	副参事		2			

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第6の2 (第7条、第12条関係)

ァ 行政職給料表

, 115X.IMM.D.1.1	24		
職務の級	種別	区分	管理職手当の額
8級	2種	1	94,000円
	2種	2	91,300円

定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合 において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切 り捨てた額とする。)とする。

附則

4 前項の手当の額は、勤務1月につき12,000円の範囲内で管理者が別に定める額(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その額に病院事業就業規程第2条第1項の規定により適用される勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務の承認を受けた職員にあっては、その額に病院事業就業規程第2条第1項の規定により適用される勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(感染症予防等手当の特例)

7 第10条第1項に規定する感染症予防等手当の支給については、第2条の規定により適用される職員の特殊勤務手当に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第41号) 附則第3項及び第4項の規定は適用しない。

別表第2(第4条関係)

ゥ 医療職給料表(三)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	
6級	1 副院長の職務
	<u>2</u> ~ <u>4</u> [略]

7級	2種	1	88,500円
	2種	2	83,000円
	3種	1	77, 400円
	3種	2	75, 100円
6級	3種	1	72,700円
	3種	2	68, 200円

イ 医療職給料表(一)

職務の級	種別	区分	管理職手当の額
4級	1種	2	123, 900円
	2種	2	106,500円
3級	2種	2	96, 400円

ウ 医療職給料表(二)

職務の級	種別	区分	管理職手当の額
7級	3種	2	74,700円
6級	3種	2	70,700円

ェ 医療職給料表(三)

職務の級	種別	区分	管理職手当の額
6級	3種	2	72,500円

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の病院事業職員の給与に関する規程第1条に規定する企業職員とみなす。

(病院事業職員の感染症予防等手当の特例に関する規程の廃止)

- 3 病院事業職員の感染症予防等手当の特例に関する規程(令和2年宮崎県病院局企業管理規程第13号)は廃止する。 (病院事業職員の感染症予防等手当の特例に関する規程の廃止に伴う経過措置)
- 4 この規程の施行の日前に開始した前項の規定による廃止前の病院事業職員の感染症予防等手当の特例に関する規程第2条第1項に規定する作業に係る感染症予防等手当の支給については、なお従前の例による。

人事委員会規則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第41号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(平成18年宮崎県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

 改正前

 別表(第2条、第3条関係)

 都 道 府 県 支 給 地 域 級 地

 [略]

 東京都

 [略]

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、<u>令和4年10月1日</u> においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における 区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの 名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表(第2条、第3条関係)

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、<u>令和5年4月1日</u> においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における 区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの 名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

令和 5 年 3 月 31 日 (金曜日) 号外 第 23 号 宮崎県公報

職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和 5 年 3 月 3 1日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

人事委員会規則第42号

職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則

職員の級別基準職務を定める規則(平成28年宮崎県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後			
別表第3 行政職給料表級別基準職務表(教育委員会)	别	別表第3 行政職給料表級別基準職務表(教育委員会)			
職務の級基準となる職務		職務の級	基準となる職務		
[略]		[略]			
5級 1~5 [略]		5級	1~5 [略]		
			6 県立学校の副参事補の職務		
[略]		[略]			

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。